

## 序 章

神奈川大学の歴史は、1928（昭和3）年に、商工業が栄え人口も60万人を超えてすでに大都市化していた横浜において、労働人口の大多数を占める若者の教育の必要性を痛感した米田吉盛が、夜間部のみ的高等教育機関として横浜・桜木町の地に創設した「横浜学院」に始まる。翌年、専門学校令により「横浜専門学校」と改称されると同時に「法学科」を開設し、以来横浜における唯一の法学教育の拠点として、横浜専門学校、新制神奈川大学へとその役割が受け継がれ、多数の法的素養を身につけた人材を育成し、世に送り出してきた。

神奈川大学法学部は、必ずしも従来から法曹養成に重点をおいて法学教育を行ってきたわけではなく、多くの卒業生は、そこで培われた法的素養を生かして、民間企業への就職のほか、地方公務員、警察官などを職業として選択してきた。その意味で、わが法学部が主要に担ってきた社会的役割は、現代の企業社会で必要とされる法的思考力を備えた人材、また、地方分権の時代における各地の自治体の職員としてその能力を発揮しうるような人材の育成にあった。とはいえ、神奈川県内において最も長い法学教育の伝統を有する本学法学部において、弁護士を中心とした法曹をこれまでに少なからず輩出してきたことも確かな事実である。

先の司法制度改革において、新たに法科大学院制度を導入し、そこでの教育を通じて法曹養成が行われることとなった。これに応じて、本学においても上述した本学法学部の歴史と法学教育の伝統を踏まえ、2004（平成16）年4月に、地域密着型の法曹養成を理念とする法科大学院として、神奈川大学大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）を開設した。

本研究科は、学校教育法第109条第3項、同法施行令第40条に基づき、教育研究水準の一層の向上をはかり、かつ、法科大学院としての社会的責務を担うに十分な質を確保していることを社会に広く保証するため、2008（平成20）年度に初めての法科大学院認証評価を財団法人大学基準協会に申請したところ、2009（平成21）年3月に同協会が定める法科大学院基準の一部に適合していないとの判定を受けた。その後、指摘事項につき改善をして2010（平成22）年度に追評価申請を行い、基準に適合しているとの判定を受け（認定期間2014年3月31日まで）、さらに、勧告・助言を受けた事項について改善を重ね、2012（平成24）年7月には同協会に改善報告書を提出した。

この度、2013（平成25）年度に2回目の法科大学院認証評価を受審するに当たり、2012年度に行った自己点検・評価の内容を「法科大学院点検・評価報告書」としてとりまとめた。本報告書の作成については、2012年6月20日開催の本研究科委員会において、本研究科自己点検・評価実施委員会（6月13日開催）が作成した各評価項目の統括担当者案に基づき同統括担当者を審議・決定し、次いで7月18日開催の本研究科委員会において、同自己点検・評価実施委員会（7月11日開催）が作成した報告書作成スケジュールの提案をうけて同スケジュールを承認した。その後、統括担当者のもとで専任教職員による点検・評価作業を行い、8月29日及び9月7日の2回にわたって本研究科専任教員全員を対象とした検討会（関係事務職員も出席）を実施し、作業結果についての集中的な意見交換を行った。この討議をふまえて、9月12日開催の本研究科委員会で各統括担当者より点検・評価報告用の原稿が提示され、一部修正のうえ継続審議とされた。

同自己点検・評価実施委員会は、所管課である経営政策部大学評価推進課との間で4回にわたり字句・表現の修正を含めた協議を行いつつ、10月上旬にかけて総まとめの作業を行い、報告書案を10月17日開催の本研究科委員会に提出した。本研究科委員会は、本報告書の草案を公益財団法人大学基準協会に提出することを決定し、同月24日に開催された大学院委員会の承認を得て、10月末日に提出した。

その後、12月18日付けで公益財団法人大学基準協会より本報告書草案の確認結果についての通知があり、その指摘事項をふまえて各評価項目の統括担当者のもとで記載内容の充実を図り、本研究科自己点検・評価実施委員会と経営政策部大学評価推進課との間で2回にわたり体裁等の統一、全般的な確認に関する協議を行い、必要な修正を加えたうえで、本報告書案を2月25日開催の本研究科委員会に提出した。本研究科は、同日の研究科委員会において本報告書を公益財団法人大学基準協会に提出することを決定し、2月27日に開催された自己点検・評価全学委員会及び3月11日に開催された大学院委員会の承認を得て、3月末日の提出に至った次第である。